

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p>1 地域</p> <p>告示 1 の指定生産地域は、次の地域である。また、日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場及び集荷こん包施設はアメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式 1 及び 2 により植物防疫官あてに通知されるものとされた。</p> <p>アリゾナ州、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、テキサス州、ニューメキシコ州、<u>ネバダ州</u>、ノースダコタ州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州、メイン州、<u>モンタナ州</u>、ワシントン州</p> <p>2 指定生産地域における調査</p> <p>告示 1 の指定生産地域における調査は、次により行うものとされた。</p> <p>(1) 生産ほ場</p> <p>ア <u>アメリカ合衆国植物防疫機関、指定生産地域内の各州の公的機関の職員、同州の認可を受けたコンサルタント又は生産者により病害虫の発生状況等について調査が行われていること。</u></p> <p>イ及びウ (省略)</p> <p>エ <u>アの調査のうち、アメリカ合衆国植物防疫機関が日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場として指定するための調査にあつては、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウ（以下「シストセンチュウ」と総称する。）を対象とした土壌検診が栽培前又は栽培期間中に実施され、アメリカ合衆国植物防疫機関によりシストセンチュウの発生がないことが確認されること。</u></p> <p>(2) <u>種ばれいしょ</u></p> <p><u>日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場に植え付けるばれいしょ（以下「種ばれいしょ」という。）については、指定生産地域において生産されたばれいしょであつて、かつ、アメリカ合衆国植物防疫機関によりシストセンチュウが付着していないことが証明されたものを使用すること。</u></p> <p>(3) <u>ばれいしょ生塊茎</u></p> <p>ア～ウ (省略)</p>	<p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p>1 地域</p> <p>告示 1 の指定生産地域は、次の地域である。また、日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場及び集荷こん包施設はアメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式 1 及び 2 により植物防疫官あてに通知されるものとされた。</p> <p><u>アイダホ州</u>、<u>アリゾナ州</u>、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、テキサス州、ニューメキシコ州、ノースダコタ州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州、メイン州、ワシントン州</p> <p>2 指定生産地域における調査</p> <p>告示 1 の指定生産地域における調査は、次により行うものとされた。</p> <p>(1) 生産ほ場</p> <p>ア 指定生産地域内の各州の公的機関の職員、同州の認可を受けたコンサルタント又は生産者により病害虫の発生状況等について調査が行われていること。</p> <p>イ及びウ (同左)</p> <p>(2) <u>ばれいしょ生塊茎</u></p> <p>ア～ウ (同左)</p>

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 指定生産地域における調査の結果及び種ばれいしょ生産履歴の保管 2 の(1)及び(2)の調査の結果並びに種ばれいしょの生産履歴は、アメリカ合衆国植物防疫機関が入手し、保管するものとされた。</p> <p>5 生産地における検査 (1) 告示 3 の(1)の検査は、輸出荷口単位でばれいしょ生塊茎の 1 % 以上について、特に傷害、奇形等が認められるものを中心に、適宜、切開し、検疫有害動植物、特にシストセンチュウがないことを確認するものとする。 (2) (省略)</p> <p>7 シストセンチュウが発見された場合の措置 告示 1 の指定生産地域における調査又は告示 3 の(1)の検査の結果、シストセンチュウが発見された場合、アメリカ合衆国植物防疫機関は、直ちに、その旨を日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向け荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止することとされた。</p> <p>8 輸入期間 輸入期間は、2 月 1 日から 7 月 31 日までとされた。</p> <p>9 告示 6 の(1)の検査等の確認は、ばれいしょ生塊茎の輸出期間中にアメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に適宜立会い、検疫有害動植物（特にシストセンチュウ）及び土がないことを確認することをもって行うものとする。</p> <p>10 輸入検査及び加熱加工処理手続 (1)～(3) (省略) (4) シストセンチュウが発見された場合又は土の付着があった場合には、次により措置するものとする。 ア (同左) イ シストセンチュウ又は土が付着した原因についてアメリカ合衆国植</p>	<p>3 指定生産地域における調査の結果の保管 2 の(1)及び(2)の調査の結果は、アメリカ合衆国植物防疫機関が入手し、保管するものとされた。</p> <p>5 生産地における検査 (1) 告示 3 の(1)の検査は、輸出荷口単位でばれいしょ生塊茎の 1 % 以上について、特に傷害、奇形等が認められるものを中心に、適宜、切開し、検疫有害動植物、特にジャガイモシストセンチュウがないことを確認するものとする。 (2) (同左)</p> <p>7 ジャガイモシストセンチュウが発見された場合の措置 告示 1 の指定生産地域における調査又は告示 3 の(1)の検査の結果、ジャガイモシストセンチュウが発見された場合、アメリカ合衆国植物防疫機関は、直ちに、その旨を日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向け荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止することとされた。</p> <p>8 輸入期間 輸入期間は、2 月 1 日から 6 月 30 日までとされた。</p> <p>9 告示 6 の(1)の検査等の確認は、ばれいしょ生塊茎の輸出期間中にアメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に適宜立会い、検疫有害動植物（特にジャガイモシストセンチュウ）及び土がないことを確認することをもって行うものとする。</p> <p>10 輸入検査及び加熱加工処理手続 (1)～(3) (同左) (4) ジャガイモシストセンチュウが発見された場合又は土の付着があった場合には、次により措置するものとする。 ア (同左) イ ジャガイモシストセンチュウ又は土が付着した原因についてアメリ</p>

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。 (5)～(9) (省略)</p>	<p>カ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。 (5)～(9) (同左)</p>